

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月1日
【会社名】	ピジョン株式会社
【英訳名】	PIGEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 茂
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町4番4号
【電話番号】	03(3661)4200(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事総務本部長 浦狩 高年
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町4番4号
【電話番号】	03(3661)4189
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事総務本部長 浦狩 高年
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年4月28日開催の当社第58期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成27年4月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
 期末配当に関する事項
 配当財産の種類
 金銭
 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき60円
 配当総額2,395,269,960円
 剰余金の配当が効力を生じる日
 平成27年4月30日

第2号議案 定款一部変更の件
 当社の定款の一部を以下のとおり変更する。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (条文省略) (新設)	第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (現行どおり) 第27条(社外取締役の責任限定契約) 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u>
第27条～第38条 (条文省略)	第28条～第39条 (現行第27条～第38条どおり)

第3号議案 取締役1名選任の件
 取締役として、新田孝之氏を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件
 監査役として、高島 康、湯田博毅、西山 茂および出澤秀二の4氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 補欠監査役として、丸野登紀子氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合%
第1号議案	317,710	31	62	(注)1	可決 99.67%
第2号議案	317,684	57	62	(注)2	可決 99.66%
第3号議案	316,791	951	62	(注)3	可決 99.38%
第4号議案 高島 康	315,822	1,920	62	(注)3	可決 99.08%

湯田博毅	308,469	9,272	62		可決 96.77%
西山 茂	307,987	9,754	62		可決 96.62%
出澤秀二	315,534	2,208	62		可決 98.99%
第5号議案	317,715	27	62	(注)3	可決 99.67%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上